横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2964号)

令和4年11月24日

横情審答申第2964号 令和4年11月24日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和3年2月17日都交第1130号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成25年度 株式会社NTTドコモが提出した横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル提案書」外3件(別紙一覧)の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に示す文書1から文書4までを一部開示とした決定のうち、別表3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非 開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和2年12月18日付で行った文書1から文書4まで(以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1のうち、個人の氏名、電子メールアドレス及び写真上の個人の顔については、 個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる 情報であることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 本件審査請求文書において非開示とした部分には、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)及び株式会社ドコモ・バイクシェア(以下「ドコモ・バイクシェア」という。)(以下NTTドコモ及びドコモ・バイクシェアを総称して「本件法人」という。)がコスト及び時間をかけて行ったアンケート等の調査により取得した情報、本件法人が独自に考案したシステムのスペック等及びバージョンアップの技術情報、連携施策及び営業戦略に関する情報並びに横浜都心部コミュニティサイクル事業(以下「本件事業」という。)の会員数及び利用回数の詳細の情報が含まれている。これらの情報は、本件法人の技術的ノウハウやビジネススキームに関する情報であり、公にすることにより、本件法人が事業活動の過程で自ら開拓して得た技

術や営業上のノウハウが流出することで、本件法人の優位性が阻害されるため、本号 アに該当し、非開示とした。

- イ 文書1のうち、取引先法人の情報は、公にすることにより、NTTドコモが自ら開 拓した協力企業が明らかとなり、売り込みや妨害により事業運営に支障をきたすおそ れがあるため、本号アに該当し、非開示とした。
- ウ 本件審査請求文書のうち、財務関係情報は、事業期間における収支計画の情報が含まれている。会社法(平成17年法律第86号)上の開示義務に則って法人の決算は開示しているが、エリア単位での収支状況に関する情報は開示していないので、収支情報に関する内部情報を公にすることにより、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する 意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が主張する条例第7条第2項第3号の「当該法人の正当な利益を害するおそれ」をもって非開示とするには、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであるが、実施機関はその点についてなんら弁明していない。法人等のノウハウ、ビジネススキーム、取引先法人の情報及び財務関係に関する情報等が記載されていたとしても、公にすることにより提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるのか厳格に審査されなければならない。
- (2) 横浜市がプロポーザル公募した事業に対して提案された内容や、そのプロポーザルにより選定された企業と横浜市の間で結ばれた事業に関する事業計画書は、公正さや透明性が強く要請され、かつ、広く市民を主とした一般の監視、批判にさらされることが要請されていたものである。
- (3) 文書1の提案書作成要領には条例に基づき公開することがあると明示しているのであるから、提案者は情報公開され得ることを了解した上で、文書1を提出している。
- (4) 文書1の全内容を市民が知ることができないのであれば、実現することに対し一定の 責任を負う提案を評価・監視することができなくなる。
- (5) 文書1で提案された内容は、提案から8年の年月の経過の中で実現され可視化されて いるはずであるし、実現しなかったとしても年月の流れにより陳腐化されたはずである

から、文書1が開示されることにより害される正当な権利はほぼないと解すべきである。

(6) 本件事業は、プロポーザルによりNTTドコモが選定された後、随意契約により基本協定が締結されている。随意契約は一般競争入札による契約と比べ、より透明性が求められるものといえる。また、本件事業は5年(延長により最大10年)の長期独占契約であり、さらには横浜市が市有地を無償で使用させる等を約す破格の契約であるため、より高度な透明性を求められるものである。

5 審査会の判断

(1) 本件事業について

本件事業は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部(みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域)において実施している事業である。

本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定したNTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)を締結し、同年4月から本件事業を開始している。平成27年4月からはNTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けたドコモ・バイクシェアが運営主体となっている。

そして、実施主体である横浜市と運営主体である本件法人は、各年度における本件事業の実施に当たり、基本協定書等に基づき事業計画書を作成し、年度協定を定めるとともに、必要に応じて事業計画書の見直しを行っている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、本件事業について、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するに当たり、NTTドコモが平成25年12月に提出した提案書である。

- イ 文書2から文書4までは、本件事業の実施に当たり、実施機関とドコモ・バイクシェアが作成した事業計画書であり、文書2は平成30年度、文書3は令和元年度、文書4は令和2年度のものである。
- ウ 実施機関は、文書1のうち別表2で示す部分を条例第7条第2項第2号及び第3号 アに該当するとして、文書2から文書4までのうち別表2で示す部分を条例第7条第 2項第3号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。

審査請求人は、このうち、非開示部分2については開示を求めていないため、非開示部分1及び非開示部分3から非開示部分22までについて、以下検討する。

- (3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について
 - ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を 営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にするこ とにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する おそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。
 - イ 実施機関は、非開示部分1及び非開示部分3から非開示部分22までについて本号ア に該当すると主張しているため、以下検討する。
 - (ア) 非開示部分1は、文書1を提出した当時のNTTドコモの担当部署の名称であるが、これを公にしたとしても、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アには該当しない。
 - (4) 非開示部分3は、文書1を提出した当時のNTTドコモの担当部署の電話番号及 びファクシミリ番号であるが、実施機関に確認したところ、これらの番号は、関係 する取引先等との間で使用され、一般に公にはされていなかったとのことであった。 したがって、非開示部分3を公にすると、NTTドコモの事業活動を損なうおそれ があり、正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。
 - (ウ) 非開示部分4は、NTTドコモが文書1を作成するにあたり、本件事業の連携先として関係を構築した法人及び団体の名称であり、自身の提携先の法人及び団体を他者に知られることは、競争上の地位の低下を招くなど、NTTドコモの事業活動が損なわれると認められる。

したがって、非開示部分4は、NTTドコモに関する情報であって、公にすることにより、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

(エ) 非開示部分5は、NTTドコモが文書1を作成するにあたり、本件事業の連携先として挙げている業種や団体の種類等であるが、非開示部分4とは異なり、具体的な法人又は団体の名称ではなく、これを公にしたとしても、上記(ウ)のようにNTTドコモの競争上の地位の低下を招くなど、事業活動が損なわれるとは認められず、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはい

えないため、本号アに該当しない。

- (オ) 非開示部分6は、文書1でNTTドコモの実績として記載されている横浜都心部 コミュニティサイクル社会実験(横浜市において本件事業に先立って3年間実施し ていたもの。以下「本件社会実験」という。)に係る登録者数及び利用回数の下3 桁である。実施機関によれば、これらの数値の概数は一般に公表しているが、その 下3桁は公表していないため非開示としたとのことである。しかしながら、概数を 公表している以上、その下3桁を公にしたとしても、そこから得られる情報にほと んど差異はなく、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。
- (カ) 非開示部分7は、横浜市以外の自治体におけるコミュニティサイクルの実証実験 又はコミュニティサイクル事業に係る登録者数及び利用回数であり、実施機関によれば、これらの数値に関しては、非開示部分6と異なり、一般に公表されていないとのことである。これらは、NTTドコモが社会実験や事業の実施を通して得たコミュニティサイクル事業の根幹に係る情報であり、公にすると、今後の同種の事業の公募等に係る提案において他の事業者にこれらの数値を流用される、これらの数値から個々の事業の収支実績を推測される等により、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。
- (キ) 非開示部分8は、文書1において、NTTドコモが行ったアンケートの結果及び 本件社会実験で得た利用者からの意見を反映して提案した施策である。

したがって、非開示部分8は、NTTドコモが事業の実施等を通して得た情報であり、これを公にすると、今後の同種の事業の公募等に係る提案において、他の事業者にこれらの数値を流用される等により、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

(ク) 非開示部分9は、文書1においてNTTドコモが提案した内容であるが、当審査会が見分したところ、これらの内容は、公にすることにより、NTTドコモの競争上の地位の低下を招くなど、その事業活動が損なわれるほどの事情のあるものとは認められなかった。

したがって、非開示部分9は、NTTドコモに関する情報であるが、公にすることにより、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため、本号アに該当しない。

(ケ) 非開示部分10は、本件事業の利用登録等の所要時間、電波発生装置の認識範囲、サイクルポート、メンテナンス等に関する情報である。当審査会が内容を見分したところ、これらの情報は、本件事業を実現するための具体的な手法や方策、機器等の仕様や設計図等が記載されているわけではなく、本件事業の生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報といえるものではなかった。

したがって、非開示部分10は、本件法人に関する情報であるが、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため、本号アに該当しない。

- (コ) 非開示部分11は、NTTドコモが本件社会実験において開催したこども向けのイベントの実施回数及び参加人数である。これらは、一般に公表されていない数値であるが、非開示部分7と異なり、コミュニティサイクル事業の根幹ではなく付帯事業に係る情報であり、これを公にしたとしても、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。
- (サ) 非開示部分12は、本件事業の売上高、営業利益、経常利益等の収支実績又は収支 計画であって、事業活動を行う上での本件法人の内部管理に属する情報であるが、 本件事業は横浜市の事業でもあるから、実施機関には、非開示部分12の内容につい て、一定の説明責任があると考えられる。

しかしながら、本件事業は実施主体と運営主体が切り分けられており、運営主体たる本件法人が、蓄積してきた知見を活かして主体的にコミュニティサイクル事業及びその付帯事業を行うものであるから、非開示部分12には、本件法人の自由な事業活動の結果が反映されているといえる。また、非開示部分12が公にされると、本件事業の規模に対する収益性等の情報を相当程度正確に推測できるとともに、当該情報から、本件法人が横浜市以外で実施しているコミュニティサイクル事業に係る収支状況も推測可能となる。

これらの事情を考慮すると、横浜市に一定の説明責任があるとしても、非開示部

分12を秘匿とすることは不合理とまではいえない。

したがって、非開示情報12を開示することにより、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当するとの実施機関の説明は、否定し難い。

- (シ) 非開示部分13は、本件事業を運営していくに当たり、具体的にどのような役割を 果たす人員が何名必要であるかという本件法人の内部管理に関する情報であり、公 にすることにより、他社が同様の事業を運営する際又は今後の同種の事業の公募等 に係る提案をする際に、人員配置や運営手法を模倣される等により、本件法人の事 業活動が損なわれ、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れがあると認められるため、本号アに該当する。
- (ス) 非開示部分14は、放置自転車対策としてNTTドコモが文書1において提案した 内容及びドコモ・バイクシェアが文書2から文書4までにおいて事業計画として定 めた内容であるが、当審査会が見分したところ、これらの内容は、公にすることに より、本件法人の競争上の地位の低下を招くなど、本件法人の事業活動が損なわれ るほどの事情のあるものとは認められなかった。

したがって、非開示部分14は、本件法人に関する情報であるが、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため、本号アに該当しない。

(t) 非開示部分15から非開示部分17までは、NTTドコモが文書1において、サイクルポートの設置候補地としている場所に係る情報である。

非開示部分15は、当該場所の土地所有者又は管理者並びにその担当者及び連絡先である。これらは、NTTドコモが文書1を提出するに当たり、関係性を構築した管理者等に関する情報であり、これらを公にすると、他の事業者にこれらの情報を使用し営業活動をされる等により、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

非開示部分16は、NTTドコモと管理者等との関係を分類した情報であり、これを公にしても、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

非開示部分17は、NTTドコモと管理者等との文書1の提出時点での調整状況である。これを公にすると、調整が完了していない管理者等とNTTドコモとの関係

性に問題がある等の憶測を招き、NTTドコモ又は管理者等の権利、競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分15及び非開示部分17は本号アに該当するが、非開示部分16は本号アに該当しない。

- (ツ) 非開示部分18は、実施機関に確認したところ、実施機関とドコモ・バイクシェア の間で本件事業に関する連絡のために使用していた専用電話番号で一般に公になっ ているものではないとのことであり、これを公にすることにより、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、ドコモ・バイクシェアの権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。
- (タ) 非開示部分19は、文書2から文書4までの収支計画表に含まれる自転車台数や利用回数等の情報であり、公にすると、これらの数値から個々の事業の収支実績を推測される等により、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、ドコモ・バイクシェアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。
- (チ) 非開示部分20は、文書3及び文書4において、ドコモ・バイクシェアが収支情報を実施機関限りの内部情報として取り扱うことを要請する記載であり、これを公にしたとしても、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、ドコモ・バイクシェアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。
- (ツ) 非開示部分21は、文書2から文書4までに記載されたサイクルポートの設置に係る方針や設置候補場所の件数に関する情報であり、これを公にしたとしても、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。
- (4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 付言

本件処分に係る一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要の記載は、非開示部分が具体的にどのような部分であるか了知することが容易とはいえないものであった。実施機関においては、決定通知書の記載について明確にするよう、今後十分に留意されたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号及び第3号ア に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は 妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表1 審查請求文書

平成25年度 株式会社NTTドコモが提出した横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル提案書	文書1
横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書の改定について (平成30年度) (平成30年度都交第395号) 施行文	文書 2
横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書について(令和 元年度)(令和元年度都交第429号) 施行文	文書3
横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書の改定について (令和2年度) (令和2年度都交第349号) 施行文	文書4

別表2 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

	HILLIAND HILL AND CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O			
文書	実施機関が非開示とした部分			
文書1	NTTドコモの担当部署の	名称	非開示部分1	
文書1	NTTドコモの担当者のB びに写真上の個人の顔	NTTドコモの担当者の氏名及び電子メールアドレス並 びに写真上の個人の顔		
文書1	NTTドコモの担当部署 <i>の</i> 号	NTTドコモの担当部署の電話番号及びファクシミリ番 号		
文書1	具体的な協力企業名及び協力団体名		非開示部分4	
文書1	協力者に係る情報		非開示部分5	
小 妻 1	文書 1 登録者数、利用回数等の 数値	本件社会実験に係る数値	非開示部分6	
人看 Ⅰ		他自治体の事業に係る数値	非開示部分7	

文書1	アンケート等に関する情報	非開示部分8	
文書1	課題に対する解決策、利用 イクル事業に関する独自の	非開示部分9	
文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	利用登録、サイクルポー 却・再配置、メンテナンス	非開示部分10	
文書 1	キッズサイクルスクールフ 人数	プログラムの開催回数及び参加	非開示部分11
文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	財務関係情報		非開示部分12
文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	組織体制		非開示部分13
文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	放置自転車対策に係る情報		非開示部分14
少 妻 1	サイクルポート設置候補	土地所有者(または管理者 等)並びに担当者及び連絡先	非開示部分15
文書1	地に係る情報	提案者との関係	非開示部分16
		調整状況	非開示部分17
文書 2 文書 3 文書 4	貸出返却に関しての電話連絡先		非開示部分18
文書 2 文書 3 文書 4	自転車台数、ポート数、回転数、平均利用回数		非開示部分19
文書 3 文書 4	ドコモ・バイクシェアからの収支計画に係る要請内容		非開示部分20
文書 2 文書 3 文書 4	ポート設置のスケジュール等に関する情報		非開示部分21

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

文書	実施機関が非開 示とした部分	ページ数	該当箇所	開示すべき部分
	非開示部分1	1ページ目	連絡先	2行目及び3行目の全て
		2ページ目	担当者名欄	2行目の1文字目から14文字 目まで
	非開示部分 5	2ページ目	実施体制欄	下段で枠囲みされている部分 全て
		3ページ目	主なトピッ ク(2)	1 行目の23文字目から25文字 目まで
文書 1		10ページ目	利用促進の 取組①	2行目の15文字目から21文字 目まで、2行目の36文字目から43文字目まで、3行目の24 文字目から27文字目まで、4 行目の14文字目及び15文字目 並びに4行目の40文字目から 43文字目まで
			付帯事業内容②	4行目の2文字目から6文字 目まで
			付帯事業内容④	2行目の2文字目から5文字 目まで
		14ページ目	利用者への 交 通 ルー ル、マナー 等の広報・ 啓発方法②	4行目の12文字目から17文字 目まで
	非開示部分 6	3ページ目	表の登録者 数の欄	数値の下3桁
			表の利用回 数の欄	数値の下3桁
		10ページ目	利用促進の 取組	1 行目の39文字目から41文字 目まで
	非開示部分 9	6ページ目	(1)都心部 活性化への 寄与①	8行目の12文字目から9行目 の12文字目まで
			(2)低炭素 化への寄与	3行目の46文字目及び47文字 目並びに4行目の5文字目

	7ページ目	(次世代CC の補足)	非開示部分全て
		利用促進の 取組①	3行目の29文字目から35文字 目まで
		利用促進の 取組③	5行目の7文字目から10文字 目まで、5行目の29文字目及 び30文字目、6行目の24文字 目から29文字目まで、8行目 の2文字目から10文字目まで 並びに8行目の24文字目から 36文字目まで
	10ページ目 容 (_ イ	付帯事業内 容欄の図 (上)のタ イトル	非開示部分全て
		付帯事業内容②	1行目の2文字目から10文字 目まで、1行目の12文字目から16文字目まで、1行目の19 文字目から21文字目まで、1 行目の29文字目及び30文字 目、2行目の10文字目から13 文字目まで並びに4行目の13 文字目から18文字目まで
	15ページ目	放置自転車 対策への寄 与	③の非開示部分全て
	21ページ目	コミュニティサイクル 事業に関する独自の提案	非開示部分全て
	7ページ目	表の運営の 項	非開示部分全て
非開示部分10		表の利用方 法の項	非開示部分全て
	13ページ目	自転車の再 配置方法お よび貸出・	非開示部分全て

			返ない。 が状トたが が状トたが がれたが がれたが が が状トたが が が が が が が が が が が が り り り り り り り り	
		16ページ目		非開示部分全て
		17ページ目		非開示部分全て
		18ページ目		非開示部分全て
		20ページ目		非開示部分全て
	非開示部分11	10ページ目	付帯事業①	4行目の4文字目及び5文字 目並びに4行目の10文字目か ら14文字目まで
	非開示部分14	15ページ目	放置自転車 対策への寄 与	③以外の非開示部分全て
	非開示部分16	22ページ目	提案者との 関係の項	非開示部分全て
		3ページ目		非開示部分全て
		11ページ目		非開示部分全て
文書2	非開示部分10	14ページ目	4-4 自 転車の再配 置方法	非開示部分全て
		19ページ目	非開示部分全て	
	非開示部分14	18ページ目	非開示部分全て	
	非開示部分21	23ページ目	非開示部分全て	
	非開示部分10	3ページ目	非開示部分全て	
		11ページ目	非開示部分全て	
文書3		14ページ目	(4)自転車 の再配置方 法	非開示部分全て
		17ページ目	非開示部分全て	
	非開示部分14	16ページ目		非開示部分全て

	非開示部分20	20ページ目	収支に関す る情報のお 取扱いにつ いて	非開示部分全て
	非開示部分21	21ページ目		非開示部分全て
	3ページ目	非開示部分全て		
		12ページ目	非開示部分全て	
非開力	非開示部分10	15ページ目	(5)自転車 の再配置方 法	非開示部分全て
文書 4		19ページ目		非開示部分全て
入官4	非開示部分14	18ページ目		非開示部分全て
	非開示部分20	22ページ目	収支に関す る情報のお 取扱いにつ いて	非開示部分全て
	非開示部分21	23ページ目		非開示部分全て

ページ数は、本件審査請求文書に印字されたページ数ではなく、表紙を1ページ目として順に数える。

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。表及び空白は、行数又は文字数に数えないものとする。見え消し線等で消した文字は1文字と数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和3年2月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年3月18日 (第267回第三部会) 令和3年3月23日 (第347回第一部会) 令和3年3月24日 (第395回第二部会)	・諮問の報告
令和3年3月25日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和3年3月26日	・審査請求人から意見書を受理
令和4年8月24日 (第421回第二部会)	• 審議
令和4年9月7日 (第422回第二部会)	審議
令和4年9月29日 (第423回第二部会)	• 審議
令和4年10月12日 (第424回第二部会)	• 審議